ふるさと納税代行受付による災害時相互応援実施要領

（趣旨）

第１条　別表に掲げる県（以下「参加県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、災害等が発生した参加県（以下、「被災県」という。）を支援するため、災害等の発生後、速やかにふるさと納税による寄附支援を受け付けるとともに、業務の負担軽減を図ることを目的としてふるさと納税代行受付（以下「代行受付」という。）による災害時相互応援を実施する。

（代行受付相互応援）

第２条　参加県内で災害等が発生し、第４項の規定に該当する場合、被災県に対し、第２項に定める応援県が代行受付を実施する。

２　応援県は、災害等が同時発生する可能性が低い遠距離の自治体を優先し、被災県ごとに別表のとおり定める。なお、第１順位の応援県の代行受付が困難な場合は、速やかに次の順位の応援県に連絡を行い、第２順位以降の応援県がそれぞれの順位により代行受付を実施する。

３　応援県は、必要に応じて他の順位の応援県に応援を要請し、複数県による代行受付を実施することができる。

４　応援県は次のいずれかに該当する場合、代行受付を実施する。

（１）被災県から応援県に対し、代行受付の実施の意向が示されたとき。

（２）応援県が災害等の実態に照らして代行受付が必要と判断し、被災県が了承したとき。ただし、応援県が被災県に甚大な被害が発生していると推測されるときは、応援県の判断で代行受付を実施することができる。

５　応援県は、代行受付を開始したときは、他の全ての参加県に対し、代行受付を開始した旨の報告を行う。

６　応援県以外の参加県は、代行受付に当たっての必要な協力をする。

（応援県の代行受付）

第３条　応援県の代行受付の実施内容は次のとおりとする。

（１）代行受付の窓口（ホームページ等）の開設

（２）寄附金の受入れ

（３）寄附証明書等の発行

（４）礼状の発行

（５）ふるさと納税ワンストップ特例制度への対応

（６）代行受付に必要となる予算措置

（実施期間）

第４条　代行受付の実施期間は、１か月を目安とし、被災県と応援県の協議により決定する。

（代行受付に要する経費の負担等）

第５条　応援県は、代行受付により受け入れた寄附金の額から、代行受付に係る寄附金決済手数料（クレジット決済手数料、郵便局払込手数料等）に相当する額を差し引いて被災県へ支出するものとする。なお、その他代行受付に要した経費は、応援県の判断により差し引くことができる。

２　支出の方法及び時期は、被災県と応援県で協議して決定する。

３　代行受付により受け入れた寄附金に対する返礼品は贈呈しないものとする。

（その他）

第６条　この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、参加県が協議して定める。

附　則

この要領は、令和元年９月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被災県 | 応援県 | | |
| 第１順位 | 第２順位 | 第３順位 |
| 山形県 | 鳥取県 | 滋賀県 | 福井県 |
| 福井県 | 島根県 | 山形県 | 長野県 |
| 長野県 | 山形県 | 福井県 | 鹿児島県 |
| 滋賀県 | 長野県 | 島根県 | 鳥取県 |
| 鳥取県 | 滋賀県 | 鹿児島県 | 山形県 |
| 島根県 | 鹿児島県 | 長野県 | 滋賀県 |
| 鹿児島県 | 福井県 | 鳥取県 | 島根県 |